

令和8年度

新婚さんの新生活を応援！

令和8年4月1日～令和9年3月31日までに要した費用が対象

韭崎市結婚新生活支援事業補助金

♡ 夫婦ともに29歳以下

♡ 夫婦ともに39歳以下

上限

60万円

上限

30万円

結婚に伴う新生活のスタート費用

(引っ越し費用・住宅家賃等)を補助します♪

※高校生までの子どもがいる世帯で中古住宅(リフォーム)を購入する場合は30万円上乘せ！

補助対象(例)：住居費、引っ越し費用、リフォーム費用

対象世帯(例)：夫婦ともに39歳以下の新婚世帯かつ世帯所得500万円未満

※申請時に無職であり所得がない場合は、離職票や退職証明書等により(所得なし)とみなします。

詳しい要件は裏面をご確認下さい。



年度末は申請が集中する可能性がありますので2月末までの申請にご協力ください。

韭崎市 移住定住促進課 移住定住担当

問い合わせ：0551-45-9159

【受付時間：平日 8時30分～17時15分】

Click
Here



<交付要件> 次のすべてに該当する世帯

- ☐ 令和8年1月1日以降に婚姻届を提出し受理された世帯
- ☐ 婚姻日現在において、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である世帯
- ☐ 夫婦の合計所得が500万円未満の世帯
 - ☐ 【申請日が令和8年4・5月の場合】 令和6年1月1日～12月31日の所得
 - ☐ 【申請日が令和8年6月～令和8年3月の場合】 令和7年1月1日～12月31日の所得
 - ☐ ※奨学金を返済している場合は、所得から所得証明書と同一期間の返済額を控除できます
 - ☐ ※申請時に無職であり所得がない場合は、離職票や退職証明書等により「所得なし」とみなします
- ☐ 申請時に夫婦ともに荏崎市に住所（住民登録）を有している世帯
- ☐ 入居する住居（住宅・アパート等）が荏崎市にある世帯
- ☐ 申請時にライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座等を受講した世帯
- ☐ 生活保護による住宅扶助、その他公的な制度による家賃補助を受けていない世帯
- ☐ 本市に納付すべき市税等で納期が到来しているものを滞納している者がいない世帯
- ☐ 荏崎市空き家バンク事業実施要綱に規定する空き家バンクリフォーム補助金又は、空き家バンク家財等処分補助金の交付を受けていない、又は受ける予定がない世帯
- ☐ 夫婦の一方又は双方が過去に地域少子化対策重点推進交付金による補助を受けた者がいない世帯（他の地方公共団体での受給を含む）

※ 前年度に補助上限額未満の受給世帯は、前年度の補助上限額まで本年度受給することができます。

※ 3月に申請を予定されている方は、2月中に担当まで必ずご相談ください。

<申請書類>

1 ①～⑤はすべての申請者が提出する書類です

- ☐ ①交付申請書（第1号様式）
- ☐ ②婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（全部事項証明書）
- ☐ ③住民票の写し（世帯全員分、続柄および本籍記載）
- ☐ ④母子手帳の写し（妊娠中の場合に限る。）
- ☐ ⑤所得証明書（夫婦の双方または一方が離職し、申請日において無職の場合は、離職票またはこれに代わるものの写し）【ご夫婦分】
- ☐ ⑥市税に滞納がないことが分かる証明書【ご夫婦分】

2 次の事項に該当する場合に必要な提出書類です。

【貸与型奨学金を返還している場合】

- ☐ 年間返済額がわかる書類（所得から所得証明書と同一期間の返済額を控除できます）

【住居費（購入の場合）】

- ☐ 売買契約書の写し
- ☐ 支払ったことが分かる書類の写し（領収書等）

【住居費（新築またはリフォームの場合）】

- ☐ 住宅の請負契約書またはこれに相当するものの写し
- ☐ 支払ったことが分かる書類の写し（領収書等）

【住居費（賃貸借の場合）】

- ☐ 賃貸借契約書の写し
- ☐ 敷金礼金や家賃を支払ったことが分かる書類の写し（領収書等）
- ☐ 住宅手当支給証明書（第2号様式）

【引っ越しの場合】

- ☐ 引っ越し費用にかかる領収証の写し

3 その他市長が必要と認める書類

～ 詳しい要件・申請の方法など ～

〔下記までお問合せください。〕

荏崎市 移住定住促進課 移住定住担当

☎ 0551-45-9159

【受付時間】 平日 8:30～17:15

荏崎市ホームページから

荏崎市 結婚新生活 検索

QRコードは
コチラから⇒

